

監査公表第5号
令和8年3月25日

周南市監査委員 久行 竜二
周南市監査委員 福田 文治

行政監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第6項の規定に基づき、令和7年3月6日付け周法第168号にて周南市長から要求のあった行政監査（準公金の管理に関する事務）を実施し、同条第9項の規定に基づく監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第14項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の種類

市長からの要求による行政監査 「公金以外の現金等の管理に関する事務について」

2 監査の対象

令和6年度に準公金の管理に関する事務を取り扱った全ての部署

3 監査の実施期間

令和7年3月10日から令和7年7月12日まで及び令和7年8月25日から令和7年12月10日まで

4 監査の実施内容

(1) 実態調査

(2) 保管金等監査

(3) 出納事務監査

5 監査の実施に基づき措置を講じた内容

(1) 周監査第41号の報告書に基づき措置を講じた内容

① 地域振興部

ア	監査結果	令和7年3月31日時点の保管金等監査において、関係諸帳簿に翌年度繰越金を誤って記載されたものがあった。
	措置状況	当該帳簿を修正しました。今後は適正な繰越処理を徹底します。

② こども未来部

ア	監査結果	令和7年3月31日時点の保管金等監査において、関係諸帳簿に預貯金利息が算入されていないものがあった。
	措置状況	当該帳簿を修正しました。今後は適正な会計処理を徹底します。

③ 教育部

ア	監査結果	保管金等監査当日の保管金において、関係諸帳簿に前年度繰越金を誤って記載されたものがあった。
	措置状況	当該帳簿を修正しました。今後は適正な繰越処理を徹底します。
イ	監査結果	令和7年3月31日時点の保管金等監査において、関係諸帳簿に預貯金利息が算入されていないものがあった。
	措置状況	当該帳簿を修正しました。今後は適正な会計処理を徹底します。

(2) 周監査第141号の報告書に基づき措置を講じた内容

① 職員周知

令和7年12月19日付けで、全所属長に対して「行政監査結果への対応について」を发出し、準公金の適正な事務の執行と管理運用を図るよう周知しました。

② 準公金取扱要領等の策定・周知について

令和8年3月10日の市議会行政報告を経て「周南市準公金取扱要領」を策定（施行：令和8年4月1日）し、併せて整備した「周南市準公金取扱要領運用指針」とともに、令和8年3月19日付けで、全所属長に対して「周南市準公金取扱要領等の策定について」を发出し、周知徹底を図りました。

当該要領等の策定において、行政監査結果の報告書に基づき講じた措置については以下のとおりです。

ア	監査結果	準公金の管理について、現金での保管は必要最小限に留め、預貯金口座による管理への移行を検討されたい。
	措置状況	要領等において、原則、団体又は団体の事業ごとに預貯金口座で管理し、多額の現金保管はしない旨を規定しました。
イ	監査結果	現金等の管理について、安全性が確保された適切な場所での施錠管理を徹底されたい。
	措置状況	要領等において、現金等は、届出印やキャッシュカードとは異なる施錠できる場所で保管する旨を規定しました。
ウ	監査結果	現金等の施錠管理について、会計担当者とは異なる最小人員での鍵管理を前提とし、使用簿の作成や使用履歴が記録される保管庫の導入等の検討を通して、その管理の適正化を進められたい。
	措置状況	要領等において、現金等は、届出印やキャッシュカードとは異なる施錠できる場所で保管し、当該保管場所の鍵と併せて準公金管理者以外の職員が管理する旨を規定しました。

エ	監査結果	預貯金通帳等の管理について、通帳と届出印を別々の管理者が適切な場所で施錠管理されるなど、複数の職員による内部牽制等により口座操作が行える仕組みを確立されたい。
	措置状況	要領等において、預貯金口座は団体名義とし、通帳、届出印は別々の管理者が複数の場所で施錠管理し、使用簿の作成も含めて他の職員も口座操作が確認できる運用とする旨を規定しました。
オ	監査結果	キャッシュカードについて、安全性や記録性の面で高いリスクを内包した運用が確認されたため、カード運用に係る判断基準を示されるとともに、カードや暗証番号の適正管理を図られたい。
	措置状況	要領等において、キャッシュカードは準公金管理者が施錠管理し、会計担当者が交代する場合には、その暗証番号を変更する旨を規定しました。
カ	監査結果	準公金に係る会計事務の適切な運用を担保し、透明性や効率性を高めるため、統一的な会計事務マニュアルを作成され、これを関係部局等に水平展開されたい。
	措置状況	「周南市準公金取扱要領」及び「周南市準公金取扱要領運用指針」を策定し、統一的に取り扱うこととともに、全職員に周知しました。
キ	監査結果	残高等の確認について、所属長等が入出金の都度に確認するだけでなく、例月等の効果的な期間で定期的に残高や出納等を検査する仕組みを確立されたい。
	措置状況	要領等において、準公金の会計事務の適正な執行を図るために準公金管理者を置き、月1回以上の定期的な出納事務の点検と所属長への結果報告、入出金に係る会計書類の確認などを責務とする旨を規定しました。
ク	監査結果	周南市会計事務規則に準じた入出金調書や出納簿の作成及び回議による担当職員以外の者の確認や所属長への報告の徹底に努められたい。
	措置状況	要領等において、出納簿の備え付け、準公金管理者による入出金に係る会計書類の確認と決裁者による決裁、会計書類等の5年間保存などを規定しました。
ケ	監査結果	組織的な業務遂行の実現に寄与する引継書の作成と所属長への情報共有を促進する取組を推進されたい。
	措置状況	要領等において、会計事務を引き継ぐ場合は、通帳、出納簿その他の関係書類を添えた引継書を作成し、キャッシュカードの暗証番号の変更を併せて行うことを規定しました。

コ	監査結果	準公金の会計事務等の適正性や公正性を期する観点から、監査や実査等の実施を義務付ける仕組みを整備されたい。
	措置状況	要領等において、毎会計年度終了後に決算関係書類を作成し、当該団体の監事等の監査を受けることを規定しました。
サ	監査結果	市職員が準公金の事務を執行することについて、地方自治法第235条の4第2項や地方公務員法第30条の規定についても整理された統一的な取扱基準を定められたい。また、準公金の事務を統括する部局等を定められたい。
	措置状況	要領等において、市が準公金として取り扱う団体と団体に帰属する現金等を定義し、個々の判断基準を示すとともに、具体の判断に当たっては、説明責任を果たすためにも、理由を含めた意思決定過程を残すことを規定しました。
シ	監査結果	準公金の出納における個人のポイント資産の使用や取得について、適正な方針等を示されたい。
	措置状況	要領等において、準公金に係る事務を市職員が担っている現状を鑑み、個人のポイント資産の使用については控える旨の指針を示しました。